

工事現場における技術者等の配置について

第1 建設業法で必要とする技術者等

(青字：大仙市独自運用)

1 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。(資格要件については別表参照)

- ・一般建設業 : 国家資格者、実務経験者(年数規定有)
- ・特定建設業(指定建設業) : 一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業(指定業種以外) : 一級国家資格者、指導監督的実務経験者(年数規定有)

(1) 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。

(2) 営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。

- ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。

(大仙市においては工事現場が、大仙市管内にあることを条件としています。)

- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。

(3) 2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

(4) 営業所専任技術者が建設業の許可基準の一つである経營業務の管理責任者の要件を満たしておれば、これを兼ねることもできます。

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。

(1) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

(2) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以

上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

3 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第26条第3項）

建設業法においては、公共性のある工作物に関する請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事に設置される主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼務はできないことになっています。

請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）未満の場合は、公告文や設計図書に専任を要する旨の記載が無い場合は、他の工事と兼務することができます。ただし、監理技術者等が現場代理人を兼ねる場合にあつては、後述する現場代理人の兼務要件も同時に満たす必要があるため注意が必要です。

専任の監理技術者等の兼務が認められる「特別な場合」については次のとおりです。

(1) 専任の主任技術者の兼務（建設業法施行令第27条第2項）

密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を監理することができるものとする。大仙市における取扱いは、大仙市が発注する工事における建設業法施行令第27条第2項による専任の主任技術者の兼務に係る手続きについて（通知）（平成28年4月1日付け大仙総契-383）による。

(2) 専任の監理技術者の兼務（監理技術者制度運用マニュアルの三の（2））

同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる構造物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該

建設業者が設置する同一の監理技術者が当該複数の工事全体を管理することができるものとする。

4 現場代理人（建設業法第19条の2第1項・公共工事標準請負契約約款第10条第2項）

建設業法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方に通知すべきことを規定しており、公共工事標準請負契約約款では、現場代理人は工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされています。大仙市においても、契約事項第10条で現場代理人の当該工事現場への常駐を求めており、原則として他の工事の現場代理人や監理技術者等になることはできません。ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

ただし、以下の各号に該当する場合は、受注者は対象となる工事の発注担当課に「現場代理人の複数工事への配置に係る申請書」を提出し承認を得て、同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとします。なお、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があると認められた場合は、兼務承認を取り消す場合があります。

(1) 次の条件を全て満足する請負金額が2,500万円未満の工事の場合。この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は、3件までとする。

- ・兼務する工事は、秋田県又は大仙市が発注した工事であること
- ・兼務する工事現場は、全て大仙市管内であること
- ・兼務する現場代理人が、市外の工事現場又は専任を要する工事の監理技術者等でないこと
- ・兼務する現場代理人が、監督職員と常時連絡を取れる体制にあること

(2) 随意契約により工事を発注し諸経費調整の対象となっている場合

5 専任の監理技術者等及び現場代理人の専任期間

専任の監理技術者等及び現場代理人の専任期間は、基本として契約工期をもって専任期間とします。

ただし、次に掲げる期間については、工事現場への専任を要しないこととします。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間（工場製作過程において監理技術者等がこれを管理する必要があるが、工事現場への専任は不要。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がそれらの製作を一括して管理することができる。）
- (4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間

いずれの場合も、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要です。また、この期間において兼務可能な他の建設工事は、請負代金の額が2,500万円未満であって専任を要しない建設工事とします。

6 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する**監理技術者等**及び現場代理人（以下「技術者等」という。）については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

(1) 直接的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとは認められません。

(2) 恒常的な雇用関係の考え方

市が発注する公共工事における技術者等については、所属建設業者から入札参加資格確認申請のあった日（指名競争にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日。）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更の伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にあるものについては、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあったものとみなします。

(3) 雇用関係の確認方法

直接的な雇用関係は資格者証、健康保険被保険者証または市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等で確認するものとします。

また、恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証等により確認するものとします。

なお、社会保険適用除外の小規模な個人事業者においては、工事現場に配置する技術者等が専ら当該事業者に雇用されている事を証明する資料（技術者等の給与支払報告書又は税務申告書の写し等）により確認するものとします。

7 特定建設工事共同企業体と技術者等

特定建設工事共同企業体が請け負った建設工事を施工する場合には、代表者が監理技術者を、その他の構成員が主任技術者をそれぞれ請負金額にかかわらず専任で配置しなければなりません。この場合、監理技術者等は当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者資格又は国家資格を有する必要があります。

また、代表者は現場代理人を常駐で配置する必要があります。

第2 条件付き一般競争入札における配置予定技術者

1 条件付き一般競争入札の入札参加資格確認申請時における配置予定技術者

大仙市が発注する条件付き一般競争入札では、競争入札参加資格確認申請（以下「入札参加申請」という。）時に配置予定技術者の調書の提出を求めています。配置予定技術者の調書に記載する技術者については、以下の条件を満足しなければなりません。

- (1) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（3箇月以上の雇用関係）にある技術者であること。
- (2) 入札に参加しようとする1件の工事につき、1人の監理技術者（入札参加資格に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）を配置予定技術者として入札参加申請すること。

Point

1人の技術者で複数の入札参加申請ができるのは、専任を要しない工事及び分割案件に限ります。専任を要する工事においては、分割案件を除き、1人の技術者で複数の工事に入札参加申請をすることはできません。また、先に公告のあった専任を要する工事に配置予定をしていた技術者は、その工事の落札決定があるまでは、後から公告する別の工事の配置予定技術者とすることはできません。ただし、先に公告のあった工事の入札を辞退した段階で配置予定技術者とすることは可能です。

なお、分割案件については、分割対象に指定されている全ての工事に同一の技術者を配置予定技術者として入札参加申請を行う事が可能です。ただし、専任を要する工事の落札候補者となった後の入札において、事業分割を取り止めた結果、当該入札の有効な最低入札価格者（総合評価落札方式による入札の場合は総合評価点が最も高い者。以下「最低入札価格者等」という。）となったときは、同等の資格を有する他の技術者を配置できる場合に限り落札候補者となることができます。

- (3) 入札参加申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足すること。

Point

条件を満たす2名の技術者がいる場合、2つの工事にその2名の技術者を配置予定技術者の候補者として、配置予定技術者の現況調書に記載して入札参加申請をすることは可能です。2つの工事の申請が同時でない場合においても、②によらず、可能とします。

- (4) 現在、他工事に配置している技術者等を配置予定技術者とする場合は、工事契約時に配置可能な技術者とする。

Point

配置可能な技術者として認められる場合は、現在配置している工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っている場合、又は、下記第3で示す途中交代が認められることが証明される場合に限りです。

なお、工事現場の専任義務を要する工事の配置予定技術者は、死亡、病休、退職等の極めて特別な理由がある場合を除き変更できません。

- (5) 入札参加申請時に、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する各種資料（以下「確認資料」という。）が提出できること。
- (6) 期日までに確認資料を提出しない場合、確認資料により入札参加申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、落札決定を取り消し、大仙市の指名停止措置を行うことがある。

2 配置予定技術者の確認資料

(1) 配置予定技術者の資格を証明するもの

① 監理技術者

- (ア) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し
- (イ) 監理技術者講習（登録講習）修了証の写し

② 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- (ア) 資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）
- (イ) 経歴書（実務経験による技術者の場合）

(2) 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

- (ア) 監理技術者資格者証（表・裏）
- (イ) 健康保険被保険者証
- (ウ) 住民税特別徴収税額（変更）通知書
- (エ) 雇用保険者証

第3 現場配置技術者の変更

1 監理技術者等の変更

監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日）の趣旨に基づき、監理技術者等の変更は、原則として認めません。また、補助技術者における取扱いについても同様とします。

2 請負者からの協議により、例外的に監理技術者等の変更を認める基準

(1) 専任を要する工事

専任を要する工事においては、次の①から⑦のいずれかに該当し、かつ、下記(3)の条件を満足する場合に限り、請負者からの協議に対して承諾することにより変更を認めます。

① 死亡

請負者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。

（該当者の死亡診断書等公的書類の提出は求めない。）

② 病気等

請負者から、「該当技術者本人が病気等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

この際、請負者に該当者の病状が確認出来る診断書等資料の提出を求め、明らかに現

場に専任して監理技術者等の職務が遂行出来ないと判断される場合に限る。

③ 退職

請負者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。

(該当者の退職を確認できる書類の提出を求めます。)

④ 転勤

単なる請負者の都合による転勤でなく、該当技術者本人の人道をやむを得ないと判断される理由による場合。

(該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出を求めます。)

⑤ 発注者の責による工期延期：大幅な工期延期の場合は認める。

⑥ 現場条件による工期延期：同上

⑦ 長期間工事

工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合。

※1 発注者の責による工期延期とは、例えば「用地調整」、「占用物件調整」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

※2 大幅な工期延期とは、工事請負契約書第47条第1項第二号に準拠して「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を越えるときは、6月）を越える場合」を目安とする。

※3 現場条件による工期延期とは、例えば「地質条件」、「工法変更」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

(2) 専任を要しない工事

専任を要しない工事においては、下記(3)の条件を満足していれば、請負者の協議に対する承認により変更を認めます。

(3) 技術者の変更が認められる場合の共通条件

① 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

② 交代前後における技術者の技術力が同等（入札条件等に適合している等）以上に確保されること。

③ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

3 事業分割の取り止めに伴う、配置予定技術者の変更に関する特例

大仙市分離・分割発注に関する取扱要領第6条第2項第2号に規定する事業分割を行った案件については、専任を要する工事の落札候補者となった後の入札において事業分割を取り止めた結果、当該入札の有効な最低入札価格者等となった場合は、分割案件において同一技術者による入札参加申請を認めていることから、同等の資格を有する他の技術者に変更することを特例として認めています。

(平成23年4月1日施行)

(平成24年4月1日施行)

(平成28年4月1日施行)